

新型コロナウイルスの影響による利用者減少に加え、燃料価格高騰の影響を受けるバス交通事業者に対し、運行体制の維持・確保のため、高騰の影響を緩和する支援金を交付しようとするもの。

1 支援対象とする事業者

令和4年5月1日時点で道路運送法第4条の許可を受けた以下の事業を営み、市内に本店又は営業所を持つ法人。

- ① 一般乗合旅客自動車運送事業（路線バス）
- ② 一般貸切旅客自動車運送事業（貸切バス）

※岩手県バス協会に加盟していること。

支援対象者数・・・バス事業者6社

2 支援方法

公共交通の維持を支援するため、対象事業者の申請により「**北上市公共交通燃料価格高騰対策支援金**」を交付する。

市内に配置する乗車定員11名以上の車両数×**4万円**

※支援金額は県、市町村、事業者が影響額の1/3ずつ負担することを想定し県が算出した額とした。（県と同額支援）

3 事業費概算

単位：円

支援対象者	台数	単価	交付額
バス事業者6社	96	40,000	3,840,000

※事業者からの聞き取りに基づき試算。

4 申請期間・方法(案)

【申請期間】

令和4年8月～9月 申請受付・交付 を想定

【申請方法】

- 以下の書類を準備し、都市再生推進課交通政策係へ申請
- ・北上市公共交通燃料価格高騰対策支援金交付申請書
 - ・事業の許可を受けたことを証する書類の写し
 - ・事業用車両の数を確認できる書類の写し